

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

キ 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成23年10月28日付けで通知された処置要求において、医療扶助における長期入院患者の実態把握が適切に実施されていない自治体が見受けられるとのことで、以下のとおり改善が求められたところである。

- (ア) 事業主体に対して、査察指導員、現業員、嘱託医、主治医との間で、退院の促進に向けて組織的に連携するよう、技術的助言等を行うこと
- (イ) 長期入院患者の実態把握の必要性及び実施要領に基づき適正に長期入院患者を把握することの重要性を事業主体に周知徹底するとともに、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるよう、次のことを実施すること
 - ① 嘱託医の書面検討の検討が行われたことを確認できるよう書面検討の結果等を記載する様式等を示すこと
 - ② 現業員等が主治医の意見を聴取するに当たり、的確に主治医の意見を聴取できるよう、退院の可能性を確認するため聴取すべき事項を例示等すること
 - ③ 退院の可能性について主治医から聴取した意見等を記載する項目等を調査票等に設けるなどすること
- (ウ) 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、長期入院患者の実態把握等について確認し、長期入院患者の実態把握等が十分でない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

会計検査院の指摘を踏まえ、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるよう実態把握対象者名簿や調査票の様式等の見直しを行う予定であるので、査察指導員、現業員、嘱託医、主治医との間で、組織的に連携しながら退院の促進に向けて取組みを行うようお願いする。

(2) 後発医薬品の新たな使用促進策について（再掲）【資料 3 4 P】

平成 24 年度より、医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、生活保護医療についても、受給者の選択の権利等を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する予定である。詳細については、別途通知するが、概要は以下のとおりであるのでご了解願いたい。

ア 後発医薬品の使用促進の取組状況

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成 24 年度までに数量シェアを 30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っているが、平成23年9月時点での後発医薬品の数量シェアは 22.8%となっており、政府目標の達成のためには一層の使用促進が必要である。

このため、今後、以下の取組を行うことにより、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

- ① 新しいロードマップを作成
- ② 医療保険による経済インセンティブを強化するために平成 24 年度の診療報酬改定において以下の取組を実施予定
 - ・ 保険薬局で患者へ後発医薬品の価格情報等の提供
 - ・ 処方せん様式の変更（個別の医薬品について、変更不可か記載を求める）
 - ・ 保険薬局・医療機関における使用数量に応じた報酬の見直

また、生活保護における調剤医療費（院外処方）に占める後発医薬品薬剤費の割合は、医療全体の後発医薬品の金額シェア 7.9%（国保連・支払基金審査全体（H22.5月診療分））に対し、生活保護分は 7.0%（H22.6月審査分）にとどまっている。

このため、医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進に取り組むことが求められている。

イ 後発医薬品の新たな使用促進策

後発医薬品の使用促進を図るため、診療報酬では、後発医薬品使用に心配等がある者に対して、処方された薬の服用日数を分割して調剤する方法（例えば、薬の処方期間が30日の場合に、まず10日分だけ後発医薬品を試しに服用し、本人の理解が得られれば残りの20日間分をもらう）を取り入れている。この仕組みの考え方を踏まえ、生活保護受給者に対して、後発医薬品は効能・安全性・供給体制等には万全を期しており、先発医薬品との差異はないことを説明した上で、先ずは一旦、1回の処方期間を目安に、後発医薬品を服用してもらうよう促すこととし、一旦服用後に、本人の意向を再度確認し、更なる使用促進を図る取組を、平成24年度より行うこととしている。

○後発医薬品使用促進の取組内容（案）

1 後発医薬品に関する生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、厚生労働省が告示するひな形を参考にして作成したパンフレットを用いる等により、本取組や後発医薬品に関する以下の事項について周知徹底を図る。

ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であると認められた医薬品であること。

イ 医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいること。

ウ 処方医が後発医薬品の利用が可能であると判断した場合には、生活保護受給者に対し、指定薬局において、一旦、後発医薬品の使用を促すものであること。

エ 処方医が後発医薬品の利用が可能であると判断したにもかかわらず、先発医薬品の使用が継続している場合には、後日、先発医薬品を使用している事情等を福祉事務所が聴取することになるとともに、後発医薬品の品質・有効性・安全性等について不安がある場合等には、後発医薬品について理解を求めた上で、使用を促すことになること。

オ 一旦、後発医薬品を使用した者に対しては、その後、改めて意思を確認の上、継続した後発医薬品の使用を促すことになること。

カ 生活保護受給者の理解の上、後発医薬品を一旦使用することを促すものであり、強制するものでないこと。

2 指定医療機関等に対する周知及び協力依頼

① 生活保護法の指定を受けている病院、診療所に対して、厚生労働省が告示するひな形を参考にして作成したパンフレットを用いて説明を行うなど、本取組に理解を求めること。

② 生活保護法の指定を受けている薬局に対して、厚生労働省が告示するひな形を参考にして作成したパンフレットを用いて説明を行うなど、本取組の実施に理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

③ 薬局に対しては、処方医が後発医薬品の利用が可能であると判断していることを確認の上、順次、処方せんを持参した生活保護受給者に後発医薬品を一旦使用することを促して頂くよう協力を求めること。

また、後発医薬品を一旦使用した生活保護受給者に対して、本人の意思を確認の上、継続して後発医薬品を使用することを促して頂くよう協力を求めること。

④ 本取組を実施した後、後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し相当低調な場合には、当該指定医療機関及び指定薬局に意見聴取をするなど事情をよく把握したうえで、必要に応じて本取組への協力を求めること。

3 後発医薬品の使用状況の確認

① 調剤報酬明細書の確認

先発医薬品を使用している者を抽出するため、調剤報酬明細書（以下「調剤レセプト」という。）の調剤内容を確認し、既に後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を使用している者を抽出すること。

② 処方せんの確認

①により抽出した者について、指定薬局から調剤の給付を受けている場合は、必要に応じ、厚生労働省がお示しするひな形を参考に、指定薬局に対して処方せんの写しの提出協力を依頼し、当該処方せんに、処方医による「後発医薬品への変更不可欄」への署名又は先発医薬品の銘柄名の近傍に「変更不可」との記載がされているか、当該指定薬局において後発医薬品の変更が可能かどうかについて確認を行うこと。

なお、処方せんについては、対象者に係る全ての処方せんについて提出を求める必要はなく、先発医薬品が使用されている直近月の処方せんのうちの1枚について提出を依頼すればよいこと。

また、薬局に処方せんの提出を依頼する際には、複数の者にかかるものをまとめて依頼を行うなど、薬局の事務負担について十分な配慮を行うこと。

処方せんを確認した結果、「後発医薬品への変更不可欄」に医師の署名等がある場合については、下記④の確認を行う必要はないこと。

③ 生活保護受給者に対する確認

上記②により確認された者に対して、先発医薬品の使用に係る状況確認を行うこと。

4. 生活保護受給者に対する更なる説明

上記3による確認の結果、指定薬局において、後発医薬品の使用が可能である旨の説明を受けたにもかかわらず、特段の理由なく後発医薬品の使用をしていないと認められた場合には、可能な限り、直接本人と面会し、先発医薬品を使用している事情等を聴取するとともに、改めて、後発医薬品を一旦使用することについて理解を求めること。

その際も、本人の意思を尊重し強制的にならないよう配慮すること。

ウ 留意事項

新たな使用促進策は、後発医薬品を一旦服用することを基本とするものであるが、本人に説明し理解を求めた上で、一旦服用を促すものである。本人が後発医薬品の服用を望まない場合は本人の意向を尊重することとしており、後発医薬品を使用しない場合であっても、保護の停廃止等強制的な措置を実施するものではない。また、後発医薬品を一旦服用した場合であっても、その後、後発医薬品を継続するか否かについては、再度本人の意向を確認することとしている。

なお、新たな使用促進策は、後発医薬品の使用に関して医師が処方せんの「変更不可」欄に署名している場合は対象外としており、医師の処方に関する判断を尊重するというこれまでの考え方に変更はないので留意頂きたい。

エ 今後のスケジュール（予定）

平成24年3月	厚生労働省より自治体へ通知発出
3月～4月	自治体において、生活保護受給者、薬局・医療機関へ新たな使用促進策について事前周知・理解を求める
4月～5月	薬局において、新たな使用促進策について生活保護受給者に説明開始

（3）介護保険法改正に伴う介護扶助運営要領等の改正について

平成24年度介護保険法改正に伴う介護扶助運営要領等の改正については、追って厚生労働省社会・援護局保護課から通知する予定であるので、あらかじめ御了知願いたい。